

社会経済動向

(個性豊かな地域づくり部会)

- 文化・芸術
- スポーツ
- 観光
- 地域コミュニティ・ライフスタイル

社会経済動向（文化・芸術）

■文化観光推進法

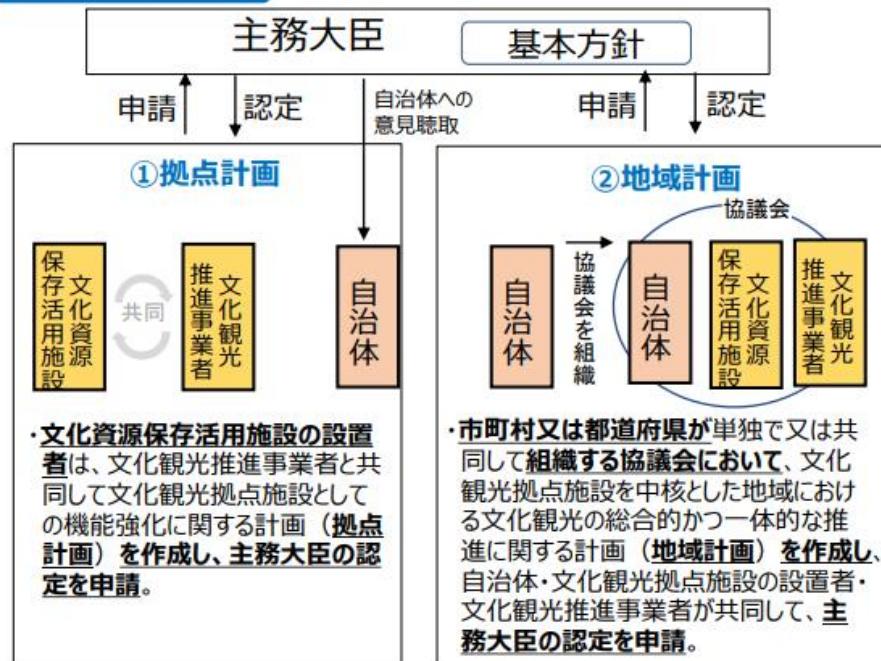
- 文化観光推進法が2020年5月より施行された
- 文化観光推進法は、文化振興を観光振興と地域活性化に繋げ、これによる経済効果が文化振興に再投資される好循環を創出することを目的とする
- 文化観光拠点施設を中核とした地域の文化観光推進のため、拠点計画や地域計画の認定等を定めている

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（文化観光推進法）の概要

趣旨

文化・観光の振興、地域の活性化には、文化についての理解を深める機会の拡大及びこれによる国内外からの観光旅客の来訪促進が重要。文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光を推進するため、主務大臣（文部科学大臣・国土交通大臣）による基本方針の策定、拠点計画・地域計画の認定、これらの計画に基づく事業に対する特別の措置等を講ずる。

法案のスキーム



文化資源保存活用施設：博物館、美術館、社寺、城郭等
文化観光推進事業者：観光地域づくり法人（DMO）、観光協会、旅行会社等
文化観光拠点施設：文化資源保存活用施設が、文化観光推進事業者と連携し、文化についての理解を深めるための解説紹介を行う

※施行期日：令和2年5月1日

認定による国等の支援

法律上の特例措置

- 共通乗車船券、道路運送法、海上運送法に関する特例措置
- 文化財の登録の提案に関する特例措置
- 国・地方公共団体・国立博物館等による助言、
- （独）国際観光振興機構（JNTO）による海外宣伝
- 国等所有の文化資源の文化観光拠点施設での公開への協力等

予算上の措置

- 文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光推進事業
 - 令和4年度予算額：2,070百万円
 - 積算件数：45件程度
 - 補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2/3
 - 国の認定を受けた事業に係る地方負担分は特別交付税措置

（各計画において行われる事業のイメージ）

①文化資源の魅力増進

- 地域の文化資源の調査研究・資料・コレクションのデータベース化
- 鑑賞しやすい展示改修・専門人材確保

②理解を深めるのに資する取組

- 展示品のわかりやすい解説紹介・多言語アプリ、オーディオガイド
- VR・AR等の体験型コンテンツ・ガイドツアー事業・専門人材確保

③利便の増進

- 地域内の周遊バス借上・キャッシュレス、Wi-Fi整備
- バリアフリー整備（スロープ等）・館内案内の多言語化

④物品の販売提供、他施設との連携

⑤国内外への宣伝

社会経済動向（文化・芸術）

■文化芸術推進基本計画

- 2022年6月、文化芸術推進基本計画（第2期）の策定に向け、以下の事項を諮問事項として審議が行われた
 - ✓ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策
 - ✓文化と経済の好循環を創造するための方策
 - ✓文化芸術行政の効果的な推進の在り方

新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について-「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に向けて-（諮問）（概要）

新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について -「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に向けて-（諮問の概要）		資料 1
文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。		
「文化芸術推進基本計画-文化芸術の「多様な価値」を活かして、未来をつくる-（第1期）」（平成30年3月6日閣議決定）《平成30年度～令和4年度》 我が国文化芸術が、「本質的価値」と併せて「社会的・経済的価値」を有するという視点に立ったうえで、4つの目標（「文化芸術の創造・発展・継承と教育」、「創造的で活力ある社会」、「心豊かで多様性のある社会」、「地域の文化芸術を推進するプラットフォーム」）とそれを実現するための戦略を提示。		
第1期計画期間中の文化芸術分野を取り巻く状況		
【文化庁の機能強化】 <ul style="list-style-type: none">平成30年10月、文化芸術基本法に基づく新たな文化芸術行政の展開を図るべく、文部科学省設置法を改正。令和2年4月、文化庁に、文化観光及び食文化の振興を推進する組織の設置。	【コロナ禍の文化芸術】 <ul style="list-style-type: none">コロナ禍の影響により、文化芸術団体等は公演等のイベントの中止・延期・規模縮小等を余儀なくされた。地域の絆の礎である、地域伝統行事等にも大きな打撃。入国制限・国内移動制限、イベント自粛等の要請により、文化と観光の好循環の創出が困難に。文化芸術を生業とするフリーランスの地位の不安定さ等が明らかに。統括団体の機能の重要性が再認識された。 <p>⇒第1期計画期間中の後半は、疲弊する文化芸術団体の活動を支え、わが国の文化芸術の灯を消さず、いかに次世代に継承するかという視点を重視した政策を展開</p>	【社会の変化に対応した政策展開】 <ul style="list-style-type: none">文化芸術のグローバル展開を効果的に進める必要性。デジタル化の進展等による表現活動や鑑賞形態の多様化。ビジネスモデルの変容の加速。芸術教育の充実や文化芸術鑑賞・体験機会の確保を図る必要性。国際会議等で、文化は特に持続可能な開発の原動力であることが明記。グローバル化やデジタル化、国民の文化芸術活動の成熟化等を踏まえた、現場の実情に合った効果的な支援の実施、戦略的な文化芸術政策展開の必要性。
諮問事項		
第1期計画期間における文化芸術政策の推進状況、コロナ禍での文化芸術政策をめぐる課題等を踏まえ、「文化芸術推進基本計画（第2期）」《令和5年度～9年度》の策定に向け、特に、以下の事項を中心に審議。		
①ウイズコロナ・ポストコロナを見据えた中長期的な文化芸術の振興方策 <ul style="list-style-type: none">長期的な文化芸術の振興のあるべき姿と、特に今後5年間において取り組むべき方策。「文化芸術の担い手」となる団体・関係者や文化芸術活動への支援強化、芸術教育の充実、食文化をはじめとする生活文化の振興、国立文化施設や博物館の機能強化、文化財を効果的に活用しつつ次代に守り伝えていくための方策、デジタル時代に対応した著作権制度・政策の方向性、国語・日本語教育の振興方策等。	②文化と経済の好循環を創造するための方策 <ul style="list-style-type: none">文化芸術分野で成長と分配の好循環を実現していくための、日本博2.0の推進等の具体的な方策等。我が国の有形・無形文化財、伝統芸能、ポップカルチャー、ライブ・エンタテインメント、現代アート等の多様な文化芸術のグローバルな展開方策等。多様なアート市場を活性化するための、アート市場の国際拠点化等の具体的な方策等。	③文化芸術行政の効果的な推進の在り方 <ul style="list-style-type: none">文化芸術行政の推進サイクル。デジタル時代にどのように文化芸術を花開かせるか、それを行政がいかに支援するか。文化芸術による地域活性化に向け、地域の文化資源を保護・活用し、文化芸術の担い手の育成や振興拠点を強化していくための方策等。

出典：文部科学省 第22期文化審議会第2回総会（第88回）

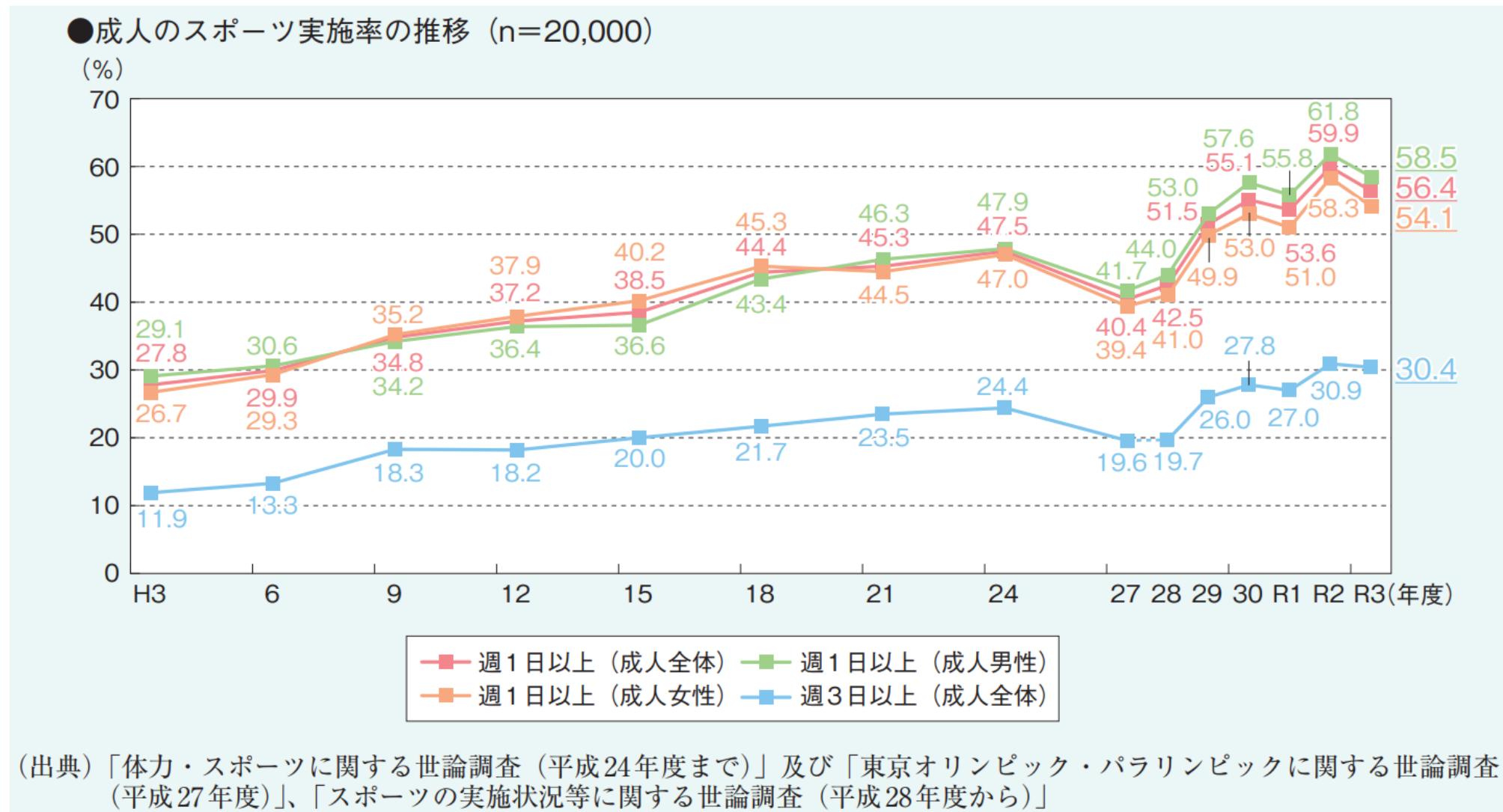
「新時代に求められる文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進方策について-「文化芸術推進基本計画（第2期）」の策定に向けて-（諮問）（概要）」

社会経済動向（スポーツ）

■ 成人のスポーツ実施率

- 成人のスポーツ実施率は以下のとおり増加傾向となっている
 - ✓ 週1日以上（成人全体）：H3年度27.8% → R3年度56.4%
 - ✓ 週1日以上（成人男性）：H3年度29.1% → R3年度58.5%
 - ✓ 週1日以上（成人女性）：H3年度26.7% → R3年度54.1%
 - ✓ 週3日以上（成人全体）：H3年度11.9% → R3年度30.4%

成人のスポーツ実施率の推移



出典：文部科学省「令和3年度 文部科学白書」

社会経済動向（スポーツ）

第3期スポーツ基本計画の概要

■ 第3期スポーツ基本計画

- 2022年3月に、「第3期スポーツ基本計画」が策定された
- 第2期計画における「する」「みる」「ささえる」という視点に、以下の3つの視点を追加し、総合的・計画的な推進を図っている
 - ✓ スポーツを「つくる/はぐくむ」
 - ✓ スポーツで「あつまり、ともに、つながる」
 - ✓ スポーツに「誰もがアクセスできる」

第3期スポーツ基本計画（概要）

【第2期計画期間中の総括】

- ① **新型コロナウイルス感染症：**
 - ▶ 感染拡大により、スポーツ活動が制限
- ② **東京オリンピック・パラリンピック競技大会：**
 - ▶ 1年延期後、原則無観客の中で開催
- ③ **その他社会状況の変化：**
 - ▶ 人口減少・高齢化の進行
 - ▶ 地域間格差の広がり
 - ▶ DXなど急速な技術革新
 - ▶ ライフスタイルの変化
 - ▶ 持続可能な社会や共生社会への移行

こうした出来事等を通じて、改めて確認された
 ・「楽しさ」「喜び」「自発性」に基づき行われる本質的な『スポーツそのものが有する価値』（Well-being）
 ・スポーツを通じた地域活性化、健康増進による健康長寿社会の実現、経済発展、国際理解の促進など『スポーツが社会活性化等に寄与する価値』
 を更に高めるべく、第3期計画では次に掲げる施策を展開

1. 東京オリ・パラ大会のスポーツ・レガシーの継承・発展に資する重点施策

<p>持続可能な国際競技力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会の成果を一過性のものとせず、持続可能な国際競技力を向上させるため、 <ul style="list-style-type: none"> ・NFの強化戦略プランの実効化を支援 ・アスリート育成パスウェイを構築 ・スポーツ医・科学、情報等による支援を充実 ・地域の競技力向上を支える体制を構築 	<p>共生社会の実現や多様な主体によるスポーツ参画の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による共生社会への理解・関心の高まりと、スポーツの機運向上を契機としたスポーツ参画を促進 ○ オリパラ教育の知見を活かしたアスリートとの交流活動等を推進 	<p>スポーツを通じた国際交流・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会に向けて、世界中の人々にスポーツの価値を届けたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）事業で培われた官民ネットワークを活用し、更なる国際協力を展開、スポーツSDGsにも貢献（ドーピング防止活動に係る人材・ネットワークの活用等）
<p>大規模大会の運営ノウハウの継承</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルス感染症の影響下という困難な状況の下で、東京大会を実施したノウハウを、スポーツにおけるホスピタリティの向上に向けた取組も含め今後の大規模な国際競技大会の開催運営に継承・活用 	<p>地方創生・まちづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会による地域住民等のスポーツへの関心の高まりを地方創生・まちづくりの取組に活かし、将来にわたって継続・定着 ○ 国立競技場等スポーツ施設における地域のまちづくりと調和した取組を推進 	<p>スポーツに関わる者の心身の安全・安心確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東京大会でも課題となったアスリート等の心身の安全・安心を育む事態に対応するため、 <ul style="list-style-type: none"> ・誹謗中傷や性的ハラスメントの防止 ・熱中症対策の徹底など安全・安心の確保 ・暴力根絶に向けた相談窓口の一層の周知・活用

2. スポーツの価値を高めるための第3期計画の新たな「3つの視点」を支える施策

<p>スポーツを「つくる/はぐくむ」</p> <p>社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれず柔軟に見直し、最適な手法・ルールを考えて作り出す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 柔軟・適切な手法や仕組みの導入等を通じた、多様な主体が参加できるスポーツの機会創出 ◆ スポーツに取り組む者の自主性・自律性を促す指導ができる質の高いスポーツ指導者の育成 ◆ デジタル技術を活用した新たなスポーツ機会や、新たなビジネスモデルの創出などDXを推進 	<p>スポーツで「あつまり、ともに、つながる」</p> <p>様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、ともに課題に対応し、つながりを感じてスポーツを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備整備、プログラム提供、啓発活動により誰もが一緒にスポーツの価値を享受できる、スポーツを通じた共生社会の実現 ◆ スポーツ団体のガバナンス・経営力強化、関係団体等の連携・協力による我が国のスポーツ体制の強化 ◆ スポーツ分野の国際協力や魅力の発信 	<p>スポーツに「誰もがアクセスできる」</p> <p>性別や年齢、障害、経済・地域事情等の違いによって、スポーツの取組に差が生じない社会を実現し、機運を醸成。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民誰もが気軽にスポーツに親しめる「場づくり」等の機会の提供 ◆ 居住地域にかかわらず、全国のアスリートがスポーツ医・科学等の支援を受けられるよう地域機関の連携強化 ◆ 本人が望まない理由でスポーツを途中で諦めることがない継続的なアクセスの確保
--	---	--

3. 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む12の施策

<p>① 多様な主体におけるスポーツの機会創出</p> <p>地域や学校における子供・若者のスポーツ機会の充実と体力向上、体育の授業の充実、運動部活動改革の推進、女性・障害者・働く世代・子育て世代のスポーツ実施率の向上 等</p>	<p>② スポーツ界におけるDXの推進</p> <p>先端技術を活用したスポーツ実施のあり方の拡大、デジタル技術を活用した新たなビジネスモデルの創出 等</p>	<p>③ 国際競技力の向上</p> <p>中長期の強化戦略に基づき競技力向上支援システムの確立、地域における競技力向上を支える体制の構築、国・JPO・地方公共団体が一体となった国民体育大会の開催 等</p>
<p>④ スポーツの国際交流・協力</p> <p>国際スポーツ界への意思決定への参画支援、スポーツ産業の国際展開を促進するプラットフォームの検討 等</p>	<p>⑤ スポーツによる健康増進</p> <p>健康増進に資するスポーツに関する研究の充実、調査研究成果の利用促進、医療・介護や企業・保険者との連携強化 等</p>	<p>⑥ スポーツの成長産業化</p> <p>スタジアム・アリーナ整備の着実な推進、他産業とのオープンイノベーションによる新ビジネスモデルの創出支援 等</p>
<p>⑦ スポーツによる地方創生、まちづくり</p> <p>武道やアウトドアスポーツ等のスポーツツーリズムの更なる推進など、スポーツによる地方創生、まちづくりの創出の全国での加速化 等</p>	<p>⑧ スポーツを通じた共生社会の実現</p> <p>障害者や女性のスポーツの実施環境の整備、国内外のスポーツ団体の女性役員候補者の登用・育成の支援、意識啓発・情報発信 等</p>	<p>⑨ スポーツ団体のガバナンス改革・経営力強化</p> <p>ガバナンス・コンプライアンスに関する研修等の実施、スポーツ団体の財務的健全性を行う人材の雇用創出を支援 等</p>
<p>⑩ スポーツ推進のためのハード、ソフト、人材</p> <p>民間・大学も含めた地域スポーツ施設の有効活用促進、地域スポーツコミッションなど地域連携組織の活用、全NFでの人材育成及び活用に関する計画策定を促進、女性のスポーツ指導に精通した指導者養成支援 等</p>	<p>⑪ スポーツを実施する者の安全・安心の確保</p> <p>暴力や不適切な指導等の根絶に向けた指導者養成・研修の実施、スポーツ安全に係る情報発信・安全対策の促進 等</p>	<p>⑫ スポーツ・インテグリティの確保</p> <p>スポーツ団体へのガバナンスコードの普及促進、スポーツ仲裁・調停制度の整備等推進の推進、教育研修や研究活動等を通じたドーピング防止活動の展開 等</p>

『感動していただけるスポーツ界』の実現に向けた目標設定

全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで自己実現を図り、スポーツの力で、前向きで活力ある社会と、絆の強い社会を目指す

<p>🇯🇵 国民のスポーツ実施率を向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 成人の週1回以上のスポーツ実施率を 7.0%（障害者は 4.0%） ✓ 1年に一度以上スポーツを実施する成人の割合を10.0%に近づける（障害者は 7.0%を目指す） 	<p>👦 生涯にわたって運動・スポーツを継続したい子供の増加</p> <p>（児童86%⇒90%、生徒82%⇒90%）</p> <p>👦 子供の体力の向上</p> <p>（新体力テストの総合評価C以上の児童68%⇒80%、生徒75%⇒85%）</p>	<p>👥 誰もがスポーツに参画でき、共に活動できる社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 体育授業への参加を希望する障害のある児童生徒の見学ゼロを目指した学習プログラム開発 ✓ スポーツ団体の女性理事の役割を40%
<p>🏆 オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会で、過去最高水準の金メダル数、総メダル数、入賞者数、メダル獲得競技数等の実現</p>	<p>🏡 スポーツを通じて活力ある社会を実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ スポーツ市場規模15兆円の達成（2025年まで） ✓ スポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合15.6%⇒40% 	<p>🌐 スポーツを通じて世界とつながる</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ ポストSFT事業を通じて世界中の国々の700万人の人々への裨益を目標に事業を推進 ✓ 国際競技連盟（IF）等役員数37人規模の維持・拡大

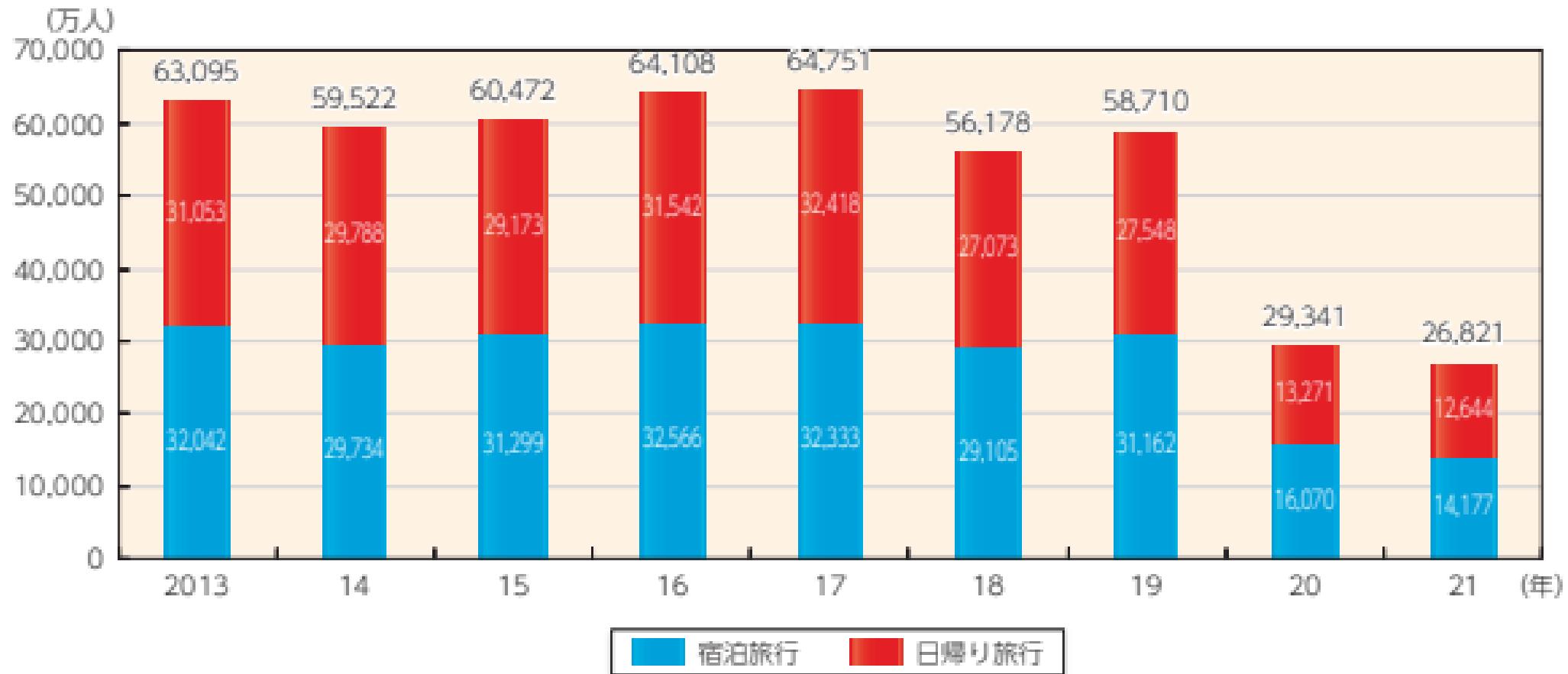
出典：スポーツ庁「第3期スポーツ基本計画」

社会経済動向（観光）

■ 日本人の国内旅行の状況

- 2021年の宿泊旅行者数は延べ1億4,177万人（前年比11.8%減、2019年比54.5%減）
- 日帰り旅行者数は延べ1億2,644万人（前年比4.7%減、2019年比54.1%比）

日本人国内旅行延べ人数の推移（宿泊・日帰り）



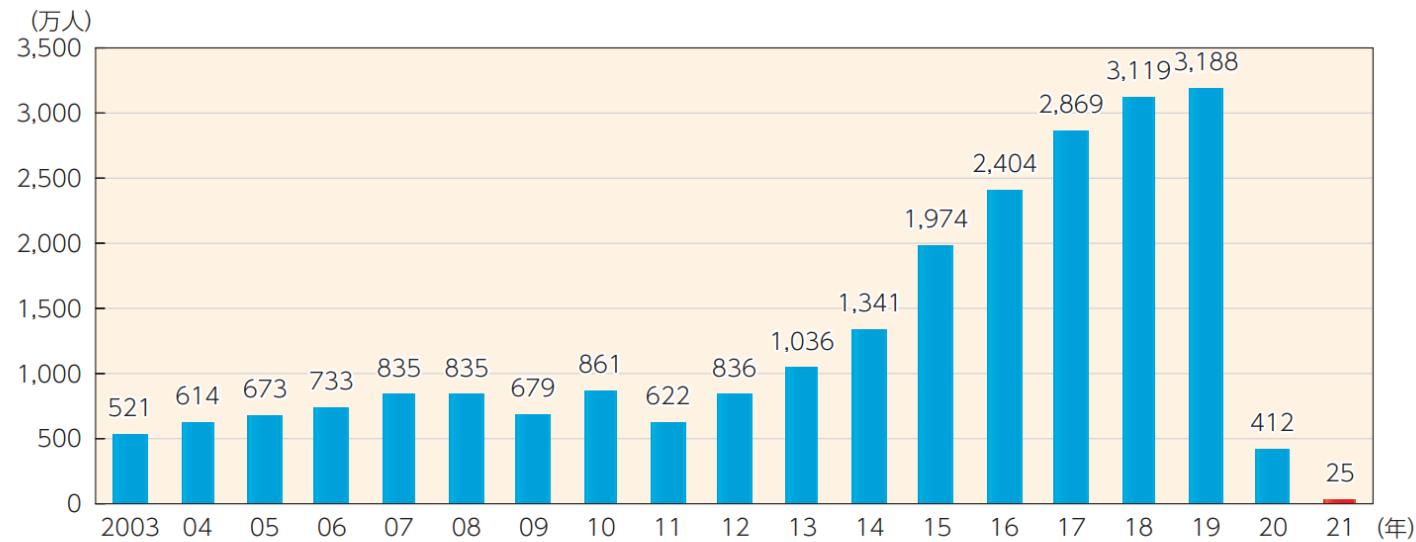
出典：国土交通省「令和4年版 観光白書」

社会経済動向（観光）

■ 訪日外国人旅行者数

- 訪日外国人旅行者数は、2019年までは、ビザの戦略的緩和や訪日外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充などにより増加傾向だった
- 2020年以降は新型コロナウイルス感染拡大の影響により大幅に減少している

訪日外国人旅行者数の推移

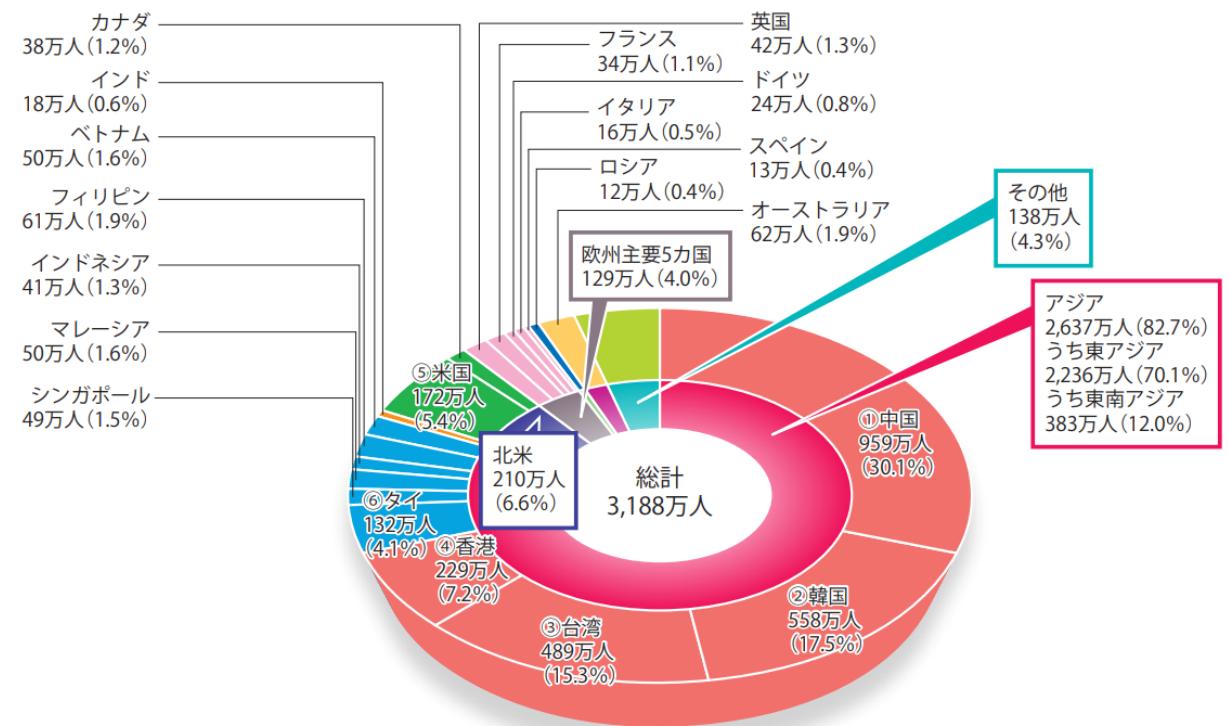


出典：国土交通省「令和4年版 観光白書」

■ 訪日外国人旅行者の内訳

- 新型コロナウイルス感染拡大前の2019年の訪日外国人旅行者の内訳は以下のとおりであり、東アジアからが最も多い
- ✓ 中国（959万人、30.1%）
- ✓ 韓国（558万人、17.5%）
- ✓ 台湾（489万人、15.3%）
- ✓ 香港（229万人、7.2%）
- ✓ 米国（172万人、5.4%）
- ✓ タイ（132万人、4.1%）

訪日外国人旅行者の内訳（2019年）



資料：日本政府観光局資料に基づき観光庁作成

注1：（）内は、訪日外国人旅行者数全体に対するシェア。

注2：「その他」には、アジア、欧州等各地域の国であっても記載のない国・地域が含まれる。

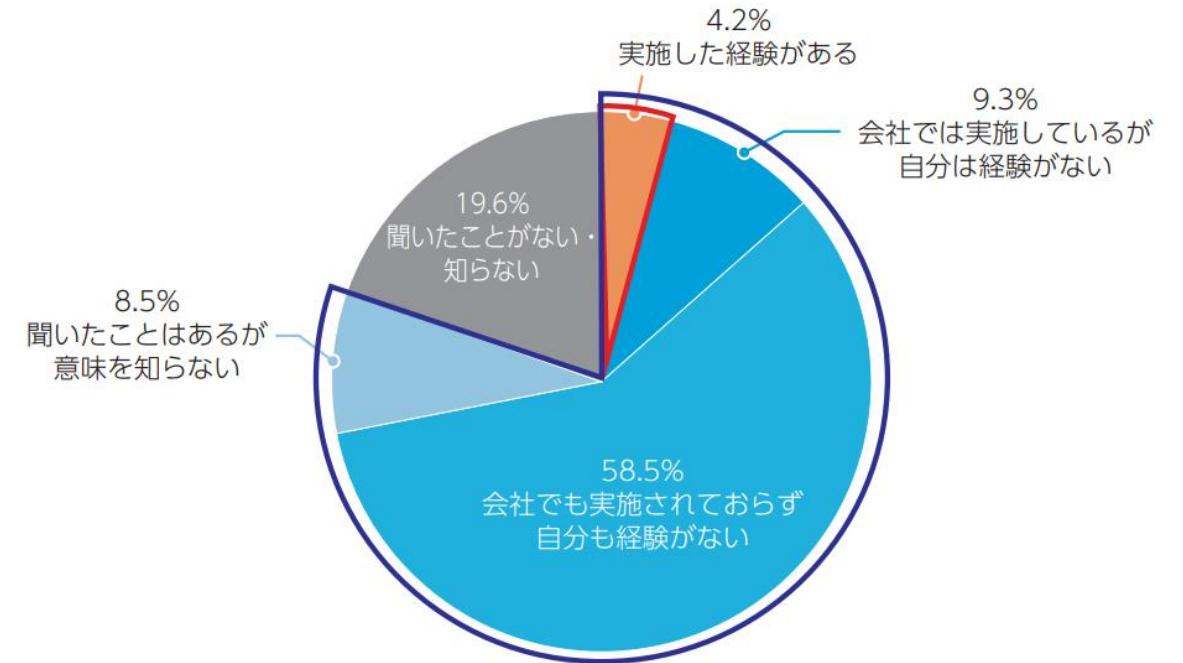
注3：数値は、それぞれ四捨五入によっているため、端数において合計とは合致しない場合がある。

出典：国土交通省「令和2年版 観光白書」

■ ワークেশョンの認知度

- テレワークの普及に伴い、新しい働き方として、働く場所を柔軟に選択しながら働く「ワークেশョン」への関心が高まりつつある
- ワークেশョンの経験者は4.2%と未だ少数である一方、ワークেশョンの認知度は「聞いたことがない・知らない」を除くと全体の約8割に達している

ワークেশョンの認知と理解



資料：観光庁調査（2021年（令和3年）11月実施）

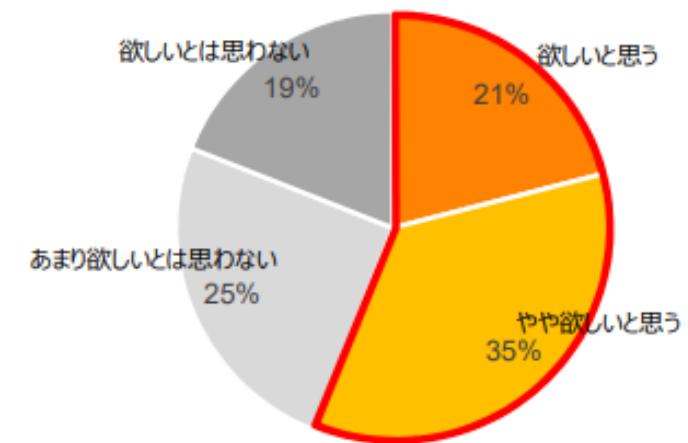
出典：国土交通省「令和4年版 観光白書」

■ 第2のふるさとに対するニーズ

- 第2のふるさとを持ちたいと思う人は、56%と過半数以上となっている
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地方志向の高まりを受け、第2のふるさとに対するニーズが高まりつつある

生まれ育った地元以外にもふるさとを持ちたいというニーズ

- 生まれ育った地元以外にも帰省しているかのような感覚を感じられる場所が欲しいと思いますか？
- **第2のふるさとを持ちたいと思う者は56%と過半数以上**



資料：「週刊じゃらん」調べ「新しい帰省スタイルに関する調査」（2021年9月実施）に基づき観光庁作成

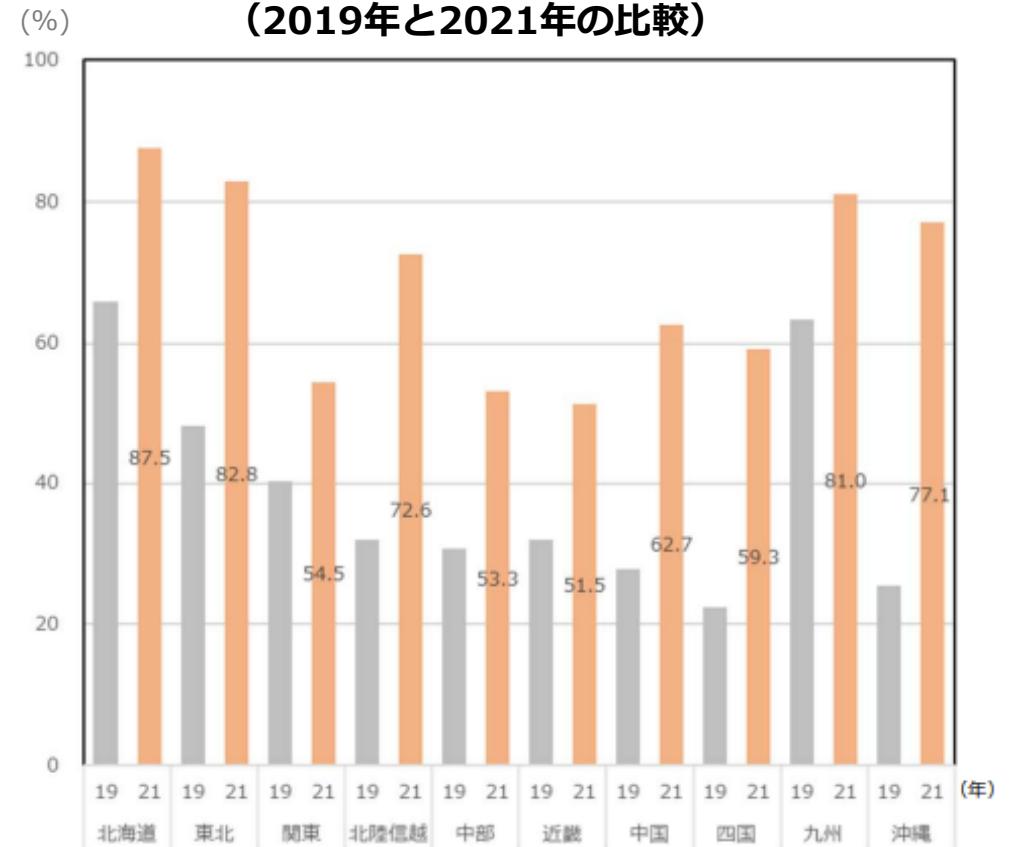
出典：国土交通省「令和4年版観光白書について（概要版）」

社会経済動向（観光）

■ マイクロツーリズムの進展

- 新型コロナウイルスの感染症感染拡大に伴い、近隣地域内での観光（マイクロツーリズム）が進展している
- 2019年と2020年を比較すると、域内旅行者割合がいずれの地域でも増加している

居住エリア別地域ブロック内の域内旅行者割合
（2019年と2021年の比較）

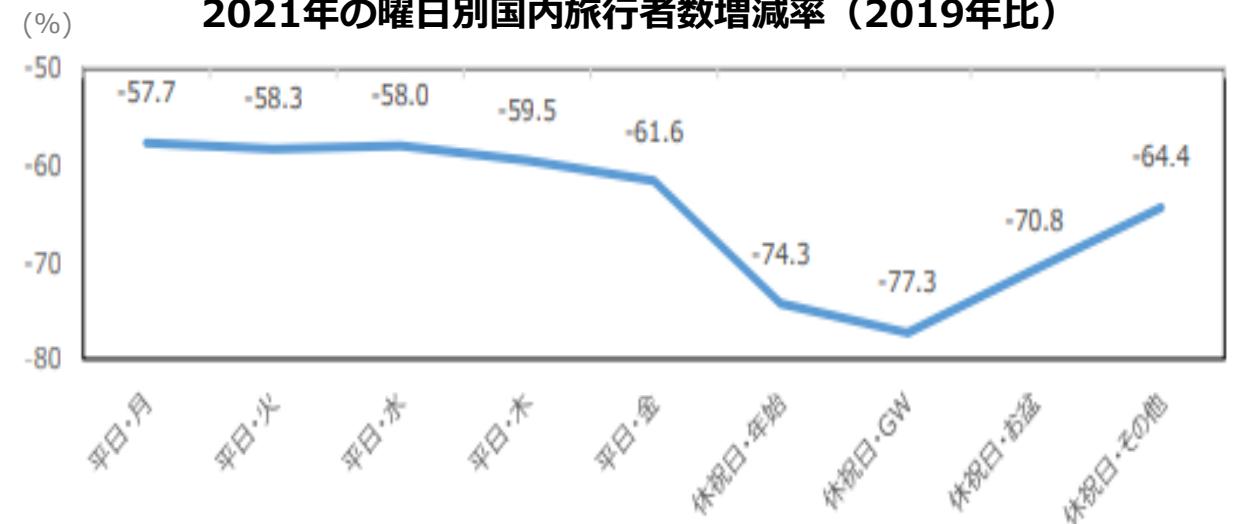


資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」観光・レクリエーション目的の国内宿泊旅行

■ 混雑する時期を回避する傾向

- 新型コロナウイルスの感染症感染拡大に伴い、観光客は混雑する時期を回避する傾向にある
- 休日・祝日やゴールデンウィーク、年始に集中していた観光客の減少率が特に大きい

2021年の曜日別国内旅行者数増減率（2019年比）



資料：モバイルデータを用いて観光庁作成

注1：47市区着地とは、調査対象地域（全国県庁所在地の47市区）への来訪を指す。

注2：2019年1月1日から9月30日、2021年1月1日から9月30日のデータ。

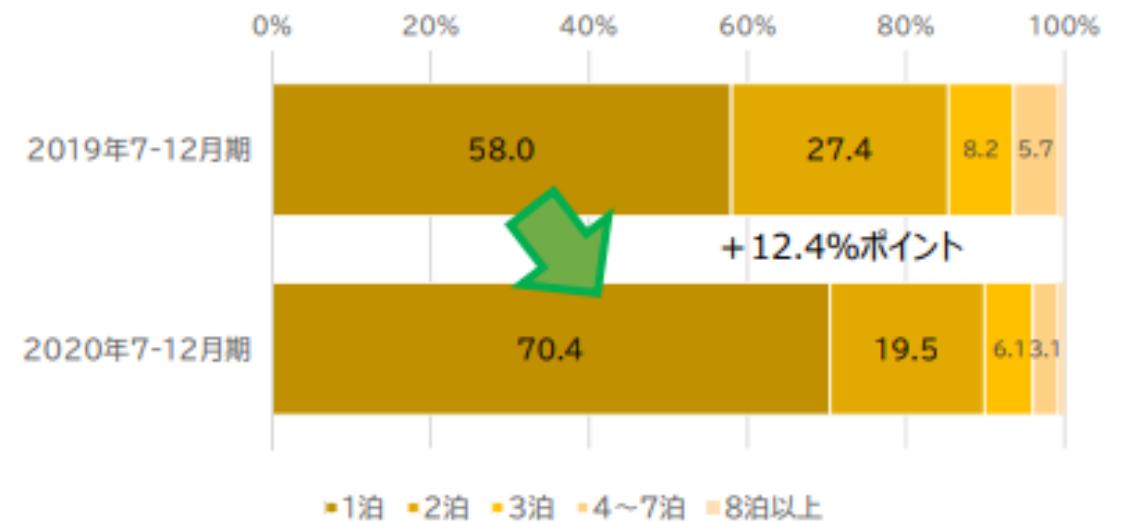
出典：国土交通省「令和4年版観光白書について（概要版）」

社会経済動向（観光）

■ 宿泊日数の減少

- 新型コロナウイルスの感染症感染拡大に伴い、短期間の宿泊が増加している
- 2019年7-12月期から2020年7-12月期の間で、1泊の宿泊が1割強増加している

宿泊日数の推移

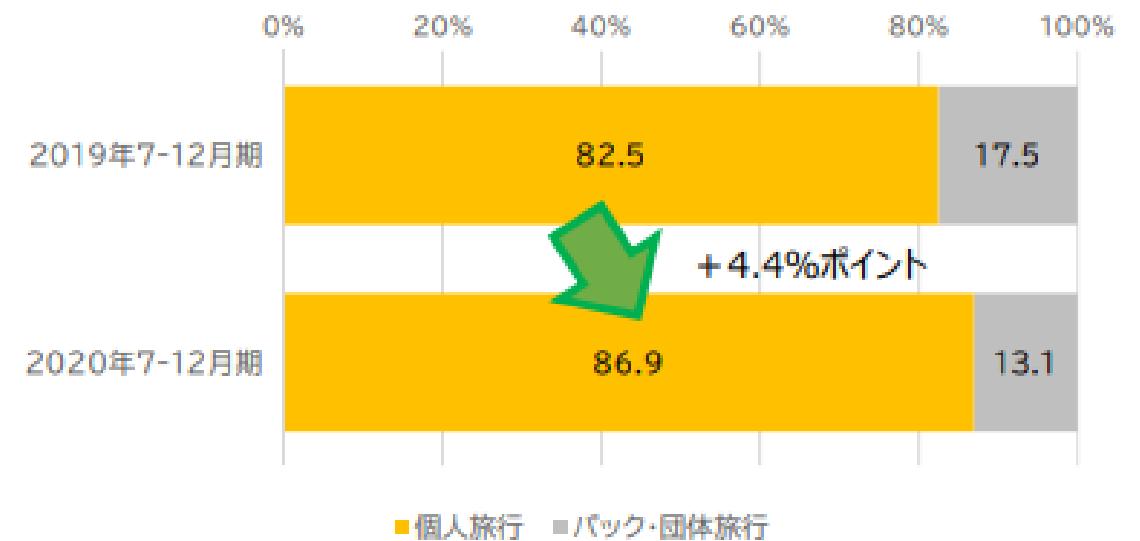


資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

■ 個人旅行の増加

- 旅行形態では「個人旅行」の割合が増加している
- 2019年7-12月期から2020年7-12月期の間で、「個人旅行」が4.4ポイント増加している

旅行の種類



資料：観光庁「旅行・観光消費動向調査」

出典：国土交通省「令和3年版観光白書について（概要版）」

■ サステナブルな旅行に対する意識

- SDGsへの意識の高まりやパンデミックの影響等により、「サステナブルな旅は自身にとって重要である」と回答した旅行者は日本では73%、世界では81%となっている

「サステナブルな旅は自身にとって重要である」と回答した割合

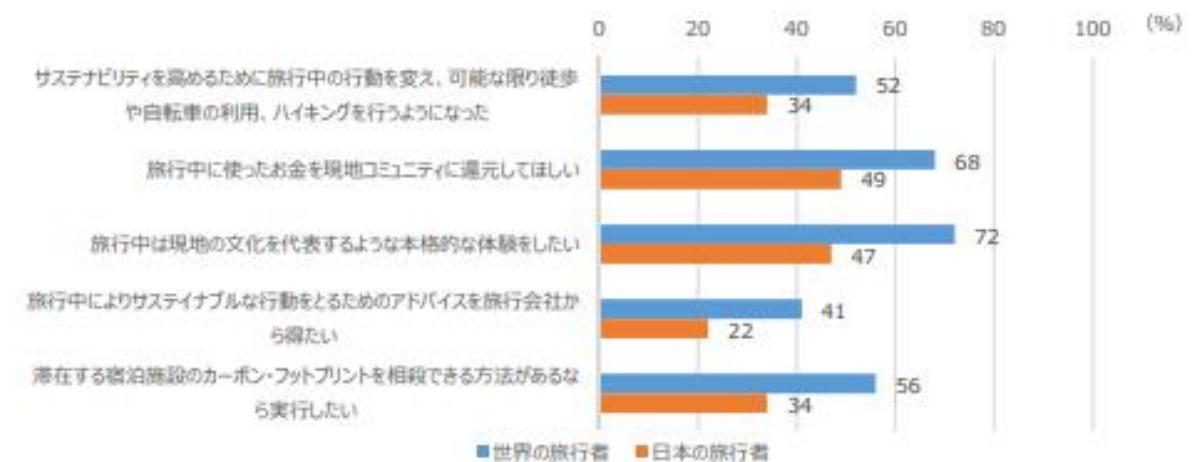


出典：Booking.com「Sustainable Travel Report 2022」

■ 旅先での過ごし方

- 旅行における現地のコミュニティや文化、環境等への影響を重視する考え方が高まっている
- 日本の旅行者の旅先での過ごし方は、多い順に以下のとおりである
 - ✓ 旅行中に使ったお金を現地コミュニティに還元してほしい
 - ✓ 旅行中は現地の文化を代表するような本格的な体験をしたい
 - ✓ サステナビリティを高めるために旅行中の行動を変え、可能な限り徒歩や自転車の利用、ハイキングを行うようになった
 - ✓ 滞在する宿泊施設のカーボン・フットプリントを相殺できる方法があるなら実行したい

旅先での過ごし方



資料：Booking.com「サステナブル・トラベル」に関する調査結果（2019年）資料に基づき観光庁作成
 注1：世界18の市場（ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、韓国、スペイン、台湾、米国、英国、からそれぞれ1,000名以上、イスラエルから883名）の18,077人を対象に2019年2月から3月に実施。
 注2：表内は「はい」と答えた回答者の割合を示している。

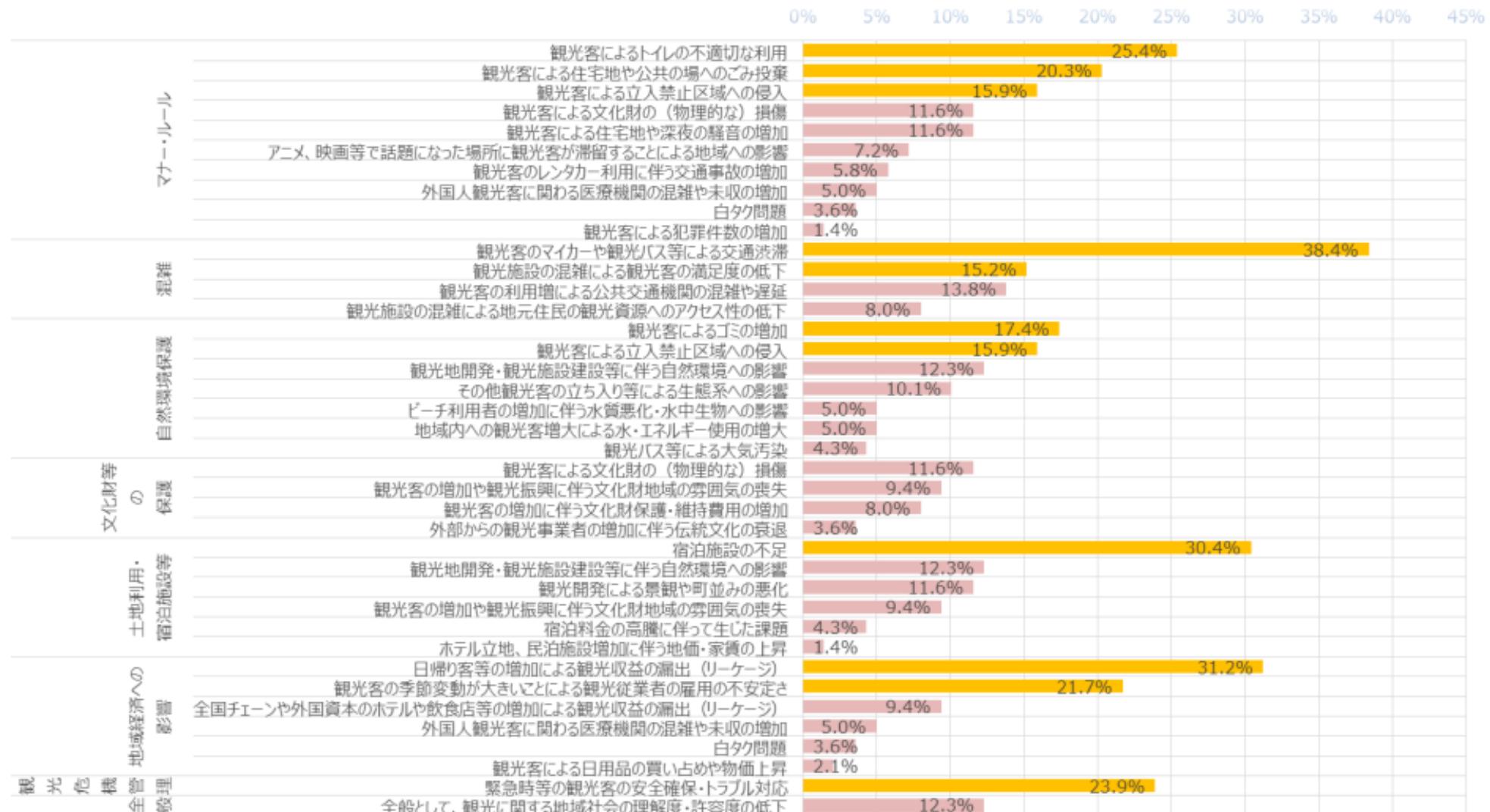
出典：国土交通省「令和4年版観光白書について（概要版）」

社会経済動向（観光）

■ 訪問旅行者増加による地方自治体の課題

- 地方自治体が認識している課題として、以下のものが多い順に挙げられている
 - ✓ 観光客のマイカーや観光バス等による交通渋滞
 - ✓ 日帰り客等の増加に伴うリーケージ
 - ✓ 宿泊施設の不足
 - ✓ 観光客によるトイレの不適切な利用

地方自治体が認識している課題



出典：観光庁・国土交通政策研究所が主要観光地を抱える地方自治体に対して実施したWEB等アンケート調査
 ※2018年に実施。214の地方自治体を対象に調査し、138の地方自治体から回答あり。

社会経済動向（観光）

■ 持続可能な観光先進国に向けた取組の方向性

- 2019年6月、観光庁は「持続可能な観光推進本部」において、持続可能な観光先進国に向けて、以下のとおり今後の取組の方向性を取りまとめた
 - ✓ 混雑やマナー違反対策等に関するモデル事業を含む国内外の先行事例を全国に横展開
 - ✓ 各自治体や観光地域づくり法人（DMO）による持続可能な観光地経営に資するため、「持続可能な観光指標」の開発・普及を推進

今後の取組の方向性

我が国における現状

<各主要観光地における状況>

- 調査（※）に回答した**全ての地方自治体が、訪問する旅行者の増加に関連する課題の発生を認識しており、特に近年では混雑やマナー違反に関する個別課題を強く意識する傾向にある。さらに、当該地方自治体の多くがこれらの課題に対する様々な対応策を講じ始めている**

※ 観光庁・国土交通政策研究所が、主要観光地を抱える全国計214の地方自治体を対象にアンケート調査を実施。138の地方自治体から回答あり。

<全国的な傾向>

- **以下の状況から、全国的な傾向としては、現時点においては、他の主要観光国と比較しても「オーバーツーリズム」（※）が広く発生するには至っていないと言える**
 - ① 観光が市民生活にネガティブな影響を与えていると感じている人々の割合や、観光地のマネジメントに改善を求める人々の割合は、他国に比べて相当程度低い（UNWTO調査より）
 - ② 訪日外国人旅行者数が近年急増するなかでも、訪日外国人旅行者の満足度は低下しておらず、非常に高いレベルで推移（観光庁調査より）
 - ③ 観光地で訪日外国人旅行者が増加したという情報は、大半の日本人旅行者の旅行判断にほとんど影響を及ぼしていない（観光庁調査より）

※ 「観光地やその観光地に暮らす住民の生活の質、及び／或いは訪れる旅行者の体験の質に対して、観光が過度に与えるネガティブな影響」（UNWTOリーフレットにおいて引用されている定義）



今後の取組の方向性

- 外国人旅行者数について、2020年4,000万人、2030年6,000万人等の目標を着実に達成すると同時に、各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）による適切な観光地経営の導入を通じて、地域社会における経済利益や旅行者・コミュニティ・文化資源・環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化などにより「持続可能な観光先進国」を実現していく
 - ・ **京都等の代表的な観光地において、関係地方自治体と協力して、混雑やマナー違反対策等に関するモデル事業等を実施し、観光庁で収集した国内外の先行事例とともに、全国に横展開していく**
 - ・ **各地方自治体や観光地域づくり法人（DMO）が多面的な現状把握の結果に基づき持続可能な観光地経営を行うよう、国際基準に準拠した「持続可能な観光指標」を開発・普及していく**

社会経済動向（観光）

■ アフターコロナ時代における観光

- 観光庁は、2021年11月、「アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会」を立ち上げた
- 検討会は、今後の取組の方向性と取り組むべき国の主な施策として、以下が必要であるとした
 - ✓ 観光地の面的な再生・高付加価値化の推進
 - ✓ 持続可能な観光地経営の確立
 - ✓ 観光産業の構造的課題の解決

アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会 最終とりまとめ概要（案）

アフターコロナを見据えた観光地・観光産業の再生に向けて～稼げる地域・稼げる産業の実現～（概要）



資料2

I. 観光・観光産業に期待される役割・意義

- 観光** ○成長戦略の柱・地方創生の切り札 ○国際社会における日本の地位向上 ○自らの文化・地域への誇りの醸成 ○旅行者の心身の健康増進等
- 宿泊業** ○地域全体での旅行消費の押し上げ・経済分配 ○日本文化を象徴する観光資源・伝統文化の継承 ○地域内の案内役・まとめ役 ○非常時における地域のセーフティネット
- 旅行業** ○旅行需要の創出・拡大 ○地域への誘客の増進・旅行需要の平準化 ○旅行の安全・安心の確保

II. 観光地・観光産業の現状・課題

観光地
<ul style="list-style-type: none"> ○観光地全体の活力低下・疲弊 <ul style="list-style-type: none"> ・旅行形態（団体旅行→個人・少人数旅行）の変化への対応の遅れ ・入込客数の減少、収益の低下 ・投資の停滞→施設の陳腐化、廃屋等の放置 ○観光地経営のための基盤不足 <ul style="list-style-type: none"> ・財源、人材等のリソース不足 ・地域の関係者の連携不足
宿泊業
<ul style="list-style-type: none"> ○家業的な経営形態 ○事業承継や事業譲渡の停滞 ○低生産性・担い手不足の深刻化 ○災害・感染症等の非常時への備え
旅行業
<ul style="list-style-type: none"> ○従来型商品・サービスの低迷 ○将来的な国内旅行市場の縮小への対応 ○イベントリスクへの耐性の不足 ○コロナ後の不安解消、安全・安心の確保 <p>○コロナ禍による旅行需要消失 【訪日外国人旅行者数】 2019年:3188万人 → 2021年:25万人</p>
<p>構造的課題の更なる顕在化 観光地・観光産業の稼ぐ力の低下</p>

III. 今後の取組の方向性と取り組むべき国の主な施策

1. 観光地の面的な再生・高付加価値化の推進、持続可能な観光地経営の確立

① 観光地の面的な再生・高付加価値化の推進

- ・地域の多様な関係者の連携の下、観光地全体としてその魅力や稼ぐ力を高める取組を推進
- 【主な施策】
 - ・宿泊施設の改修や廃屋撤去等の計画的・継続的な取組が可能となるよう支援内容を見直すとともに、面的なDX化等も支援対象とするなど
 - ・制度の拡充を図るべき
 - ・観光地の面的な再生・高付加価値化の取組に対して法整備も含めた更なる推進策を検討し、必要な施策を講じるべき



② 持続可能な観光地経営の確立

- ・地域における財源・人材の安定的な確保等を含めた持続可能な観光地経営を確立
- 【主な施策】
 - ・DXによる地域経営の高度化等に係る中長期的な方策・将来ビジョンの構築を検討すべき
 - ・DMOの活動による地域への貢献を客観的に把握・評価する手法を検討すべき
 - ・マネジメント・マーケティング、ファイナンス、ITリテラシーなどの地域戦略の構築に必要なスキルや、観光に関する専門的知識を習得する環境の整備を図るなどの取組を進めるべき

2. その中核を担う観光産業の構造的課題の解決

(1) 宿泊業

- ① 企業的経営への転換
 - 【主な施策】
 - ・企業の経営に関するガイドラインを策定するとともに、ガイドラインに則った経営を行う事業者を今後国として積極的に支援すべき
- ② 健全な事業再生の推進
- ③ 宿泊サービスの高付加価値化
- ④ 生産性向上の推進と担い手確保
- ⑤ 地域全体での計画的な安全・安心の備えの確保

(2) 旅行業

- ① 価値創造型ビジネスへの転換、送客型から誘客型へのシフト
 - 【主な施策】
 - ・地域の魅力ある観光資源を活かした旅行商品造成等を継続的・発展的に支援すべき
- ② 新たな旅行市場の開拓
- ③ 独自の強みを活かした事業の多角化の推進
- ④ アフターコロナにおける旅行需要の円滑な回復等

地域・産業・住民における地域活性化の好循環の創出、「稼げる地域・稼げる産業」の実現

出典：観光庁 アフターコロナ時代における地域活性化と観光産業に関する検討会
第5回「最終とりまとめ概要」

社会経済動向（観光）

■観光DXの推進

- 観光庁では、観光分野におけるDXの推進により、旅行者の利便性向上や観光産業の生産性向上等、地域活性化や持続可能な経済社会の実現を目指している
- 2022年度は、旅行者のデータの連携や利活用に関する実証事業を実施している

観光分野におけるデジタル実装

観光分野におけるデジタル実装



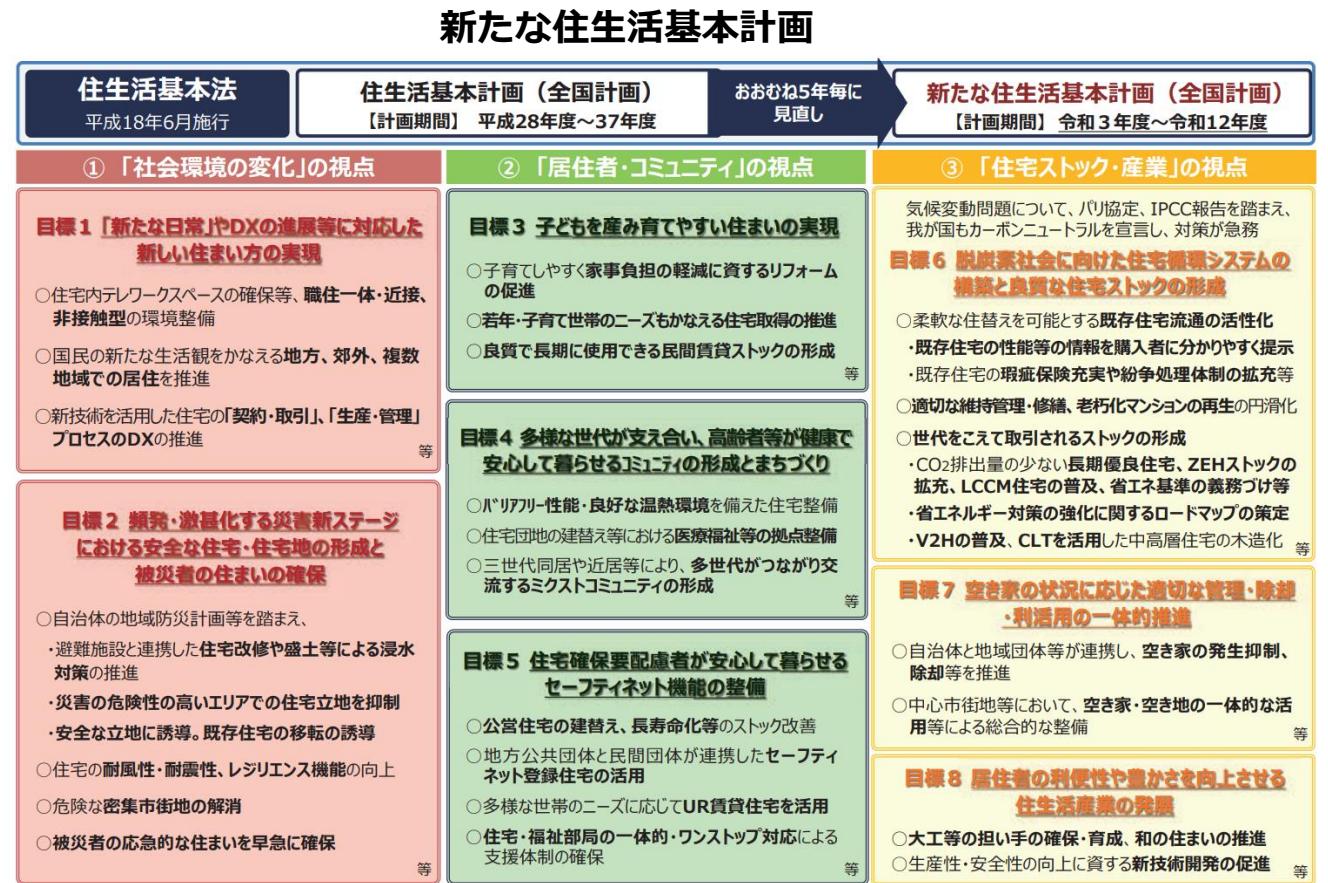
- **人口減少**が進む我が国において、**国内外との交流を生み出す観光**は、**地方創生の切り札**。
- 観光分野の**デジタル実装**を進め、**消費拡大**、**再来訪促進**等を図るとともに、これを支える**人材を育成**し、**稼ぐ地域**を創出。
- **分野間のデジタル連携の強化**により**地域全体の収益最大化**を図ることで、**地域活性化・持続可能な経済社会**を実現。



社会経済動向（地域コミュニティ・ライフスタイル）

■ 新たな住生活基本計画

- 2021年3月、「新たな住生活基本計画」が閣議決定され、以下の3つの視点と8つの目標が掲げられた
- ①「社会環境の変化」の視点
 - ✓「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現
 - ✓頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保
- ②「居住者・コミュニティ」の視点
 - ✓子どもを産み育てやすい住まいの実現
 - ✓多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり
 - ✓住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備
- ③「住宅ストック・産業」の視点
 - ✓脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成
 - ✓空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進
 - ✓居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展



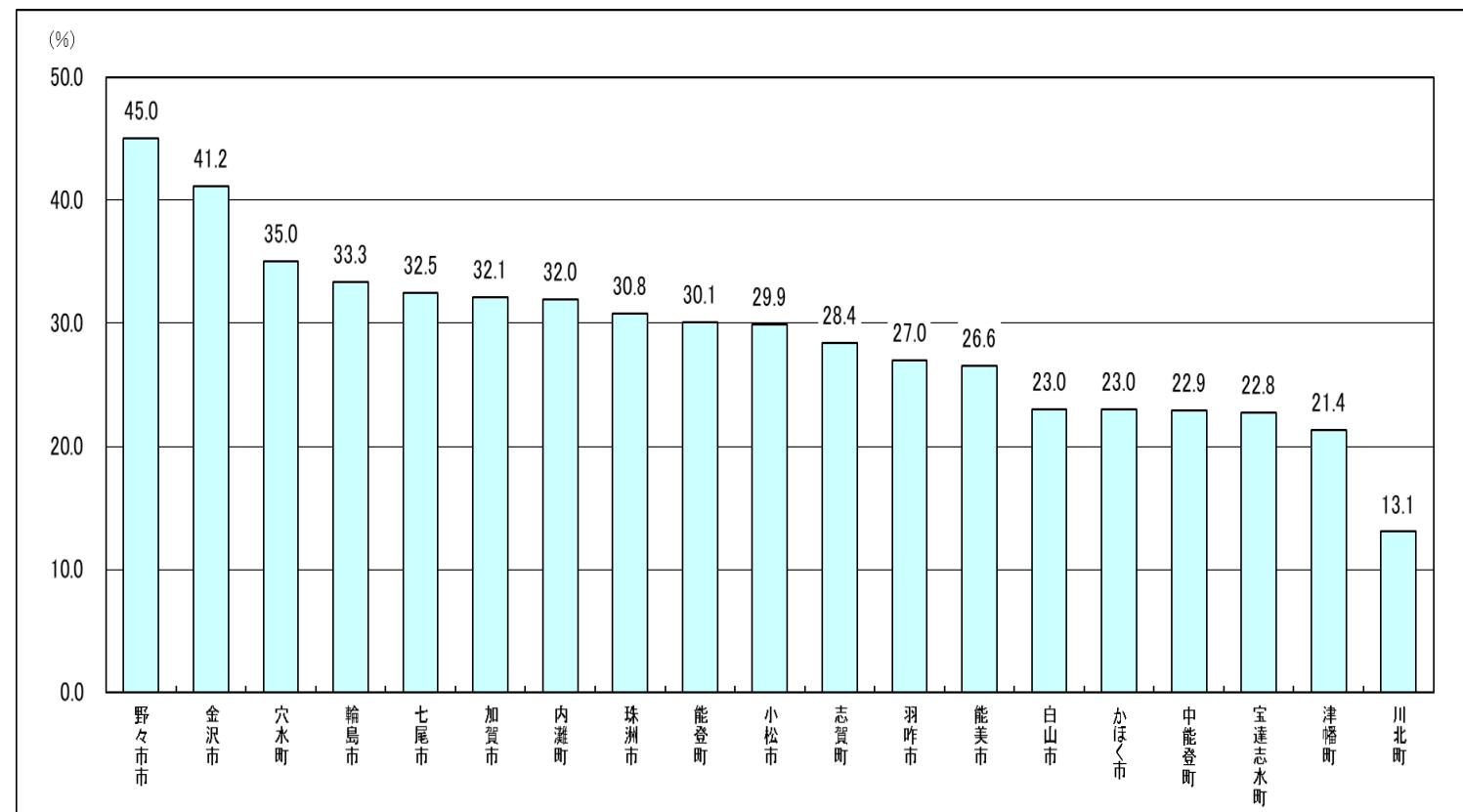
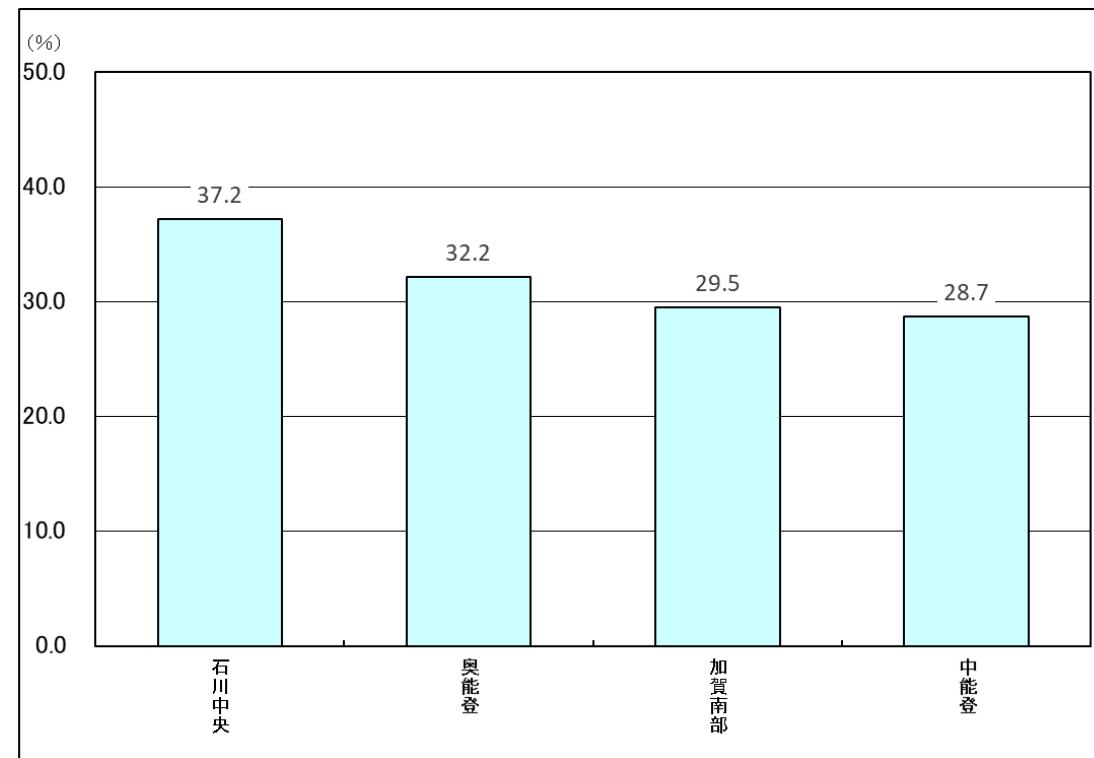
出典：国土交通省「令和4年度版 国土交通白書」

社会経済動向（地域コミュニティ・ライフスタイル）

■ 県内の「単独世帯」の状況

- 2020年10月時点の本県の「単独世帯」の割合について、地域別では以下のとおりである
 - ✓ 石川中央：37.2%
 - ✓ 奥能登：32.2%
 - ✓ 加賀南部：29.5%
 - ✓ 中能登：28.7%
- 「単独世帯」の割合が最も高い・低い市町はそれぞれ以下のとおりである
 - ✓ 野々市市：45.0%
 - ✓ 川北町：13.1%

県内の「単独世帯」の割合（2020年10月時点）
（上図：地域別、下図：市町別）

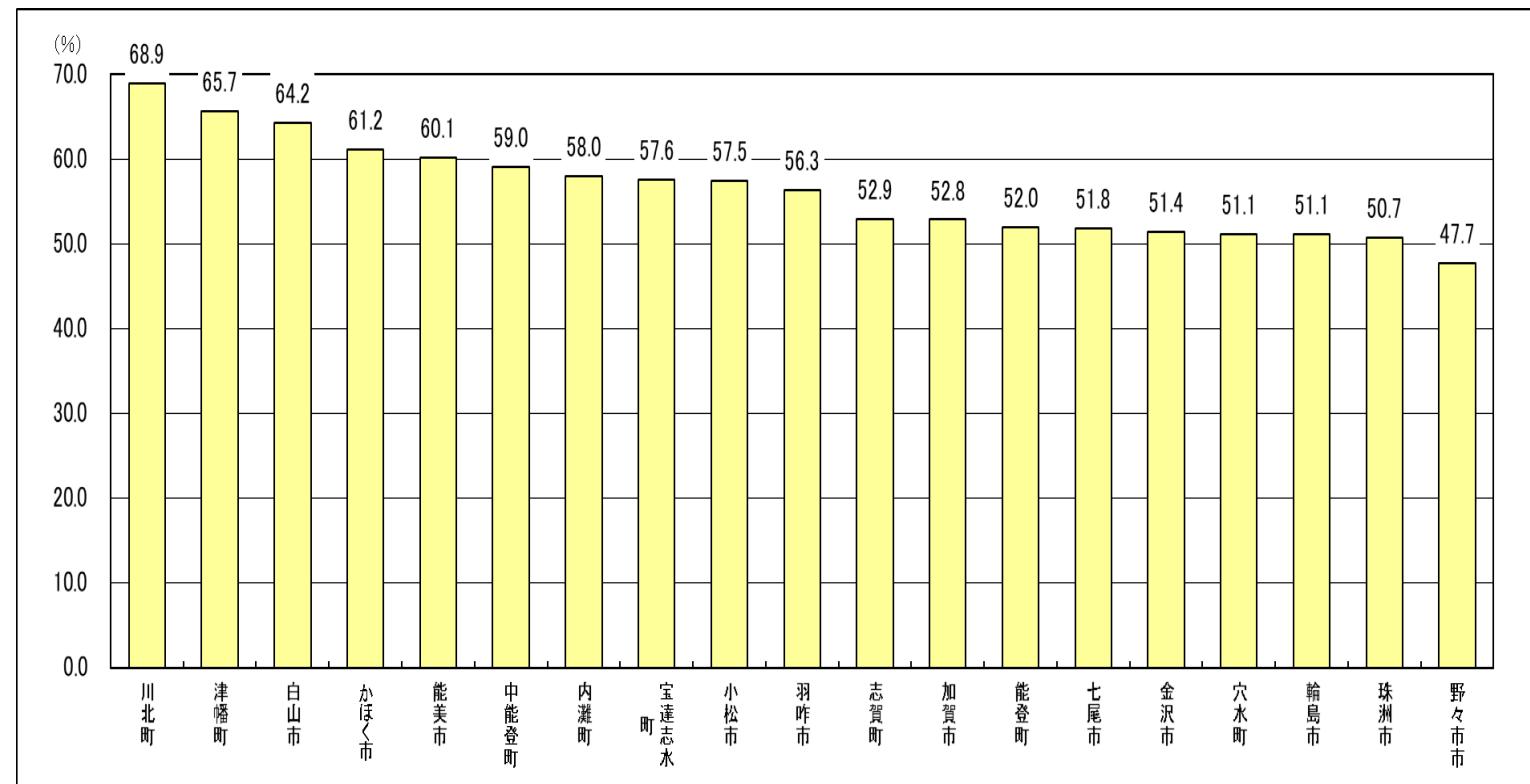
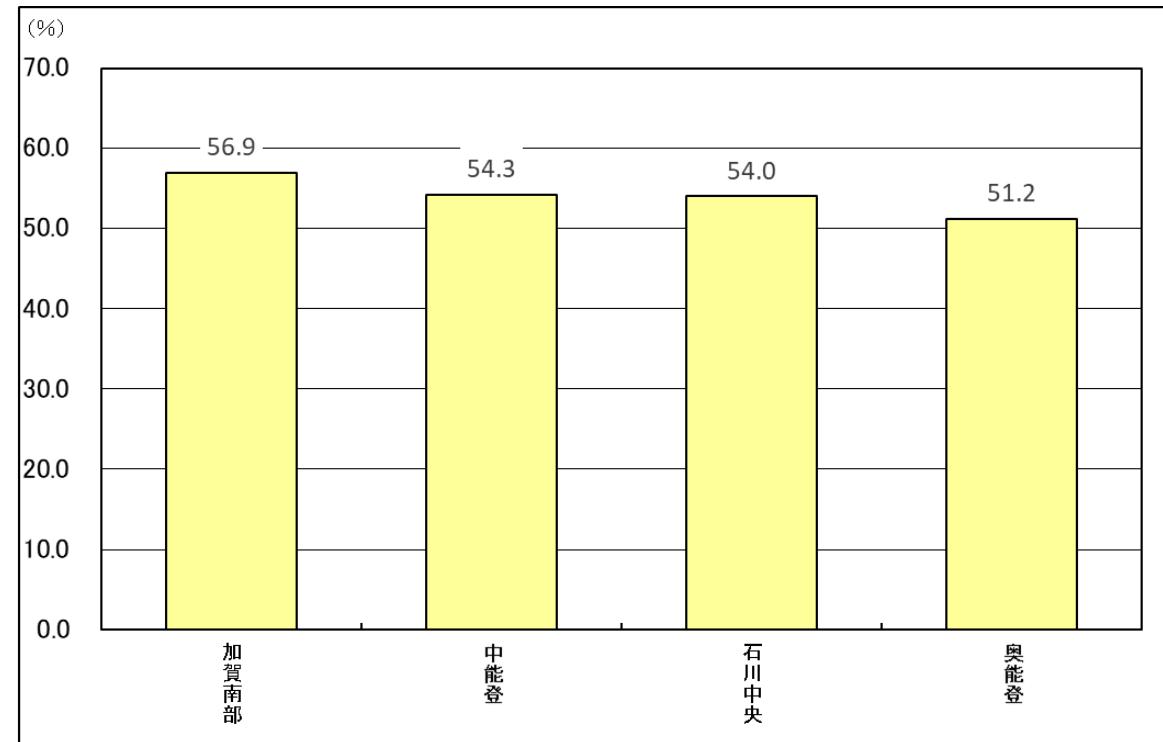


社会経済動向（地域コミュニティ・ライフスタイル）

■ 県内の「核家族世帯」の状況

- 2020年10月時点の本県の「核家族世帯」の割合について、地域別では以下のとおりである
 - ✓ 加賀南部：56.9%
 - ✓ 中能登：54.3%
 - ✓ 石川中央：54.0%
 - ✓ 奥能登：51.2%
- 「核家族世帯」の割合が最も高い・低い市町はそれぞれ以下のとおりである
 - ✓ 川北町：68.9%
 - ✓ 野々市市：47.7%

県内の「核家族世帯」の割合（2020年10月時点）
（上図：地域別、下図：市町別）



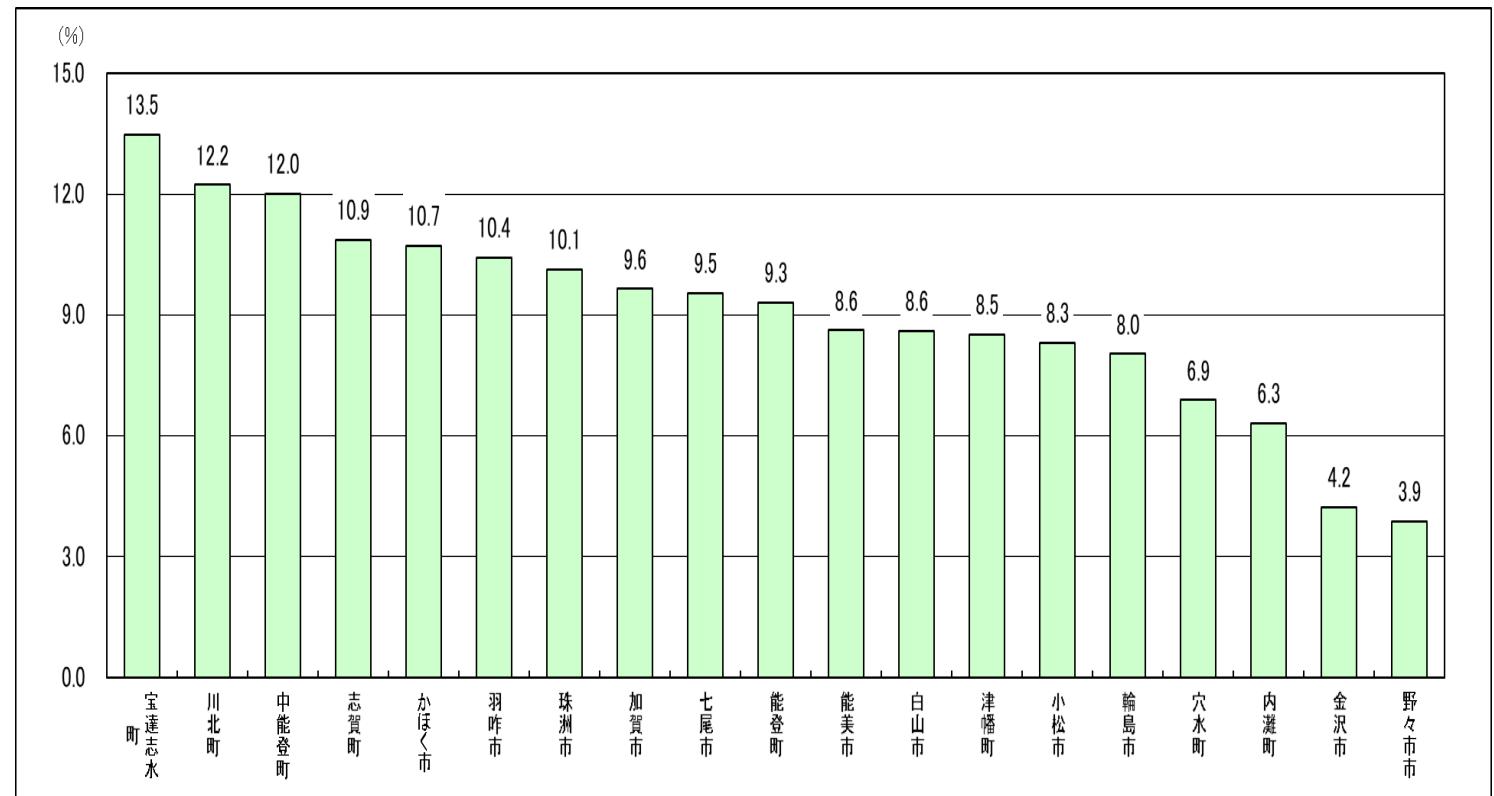
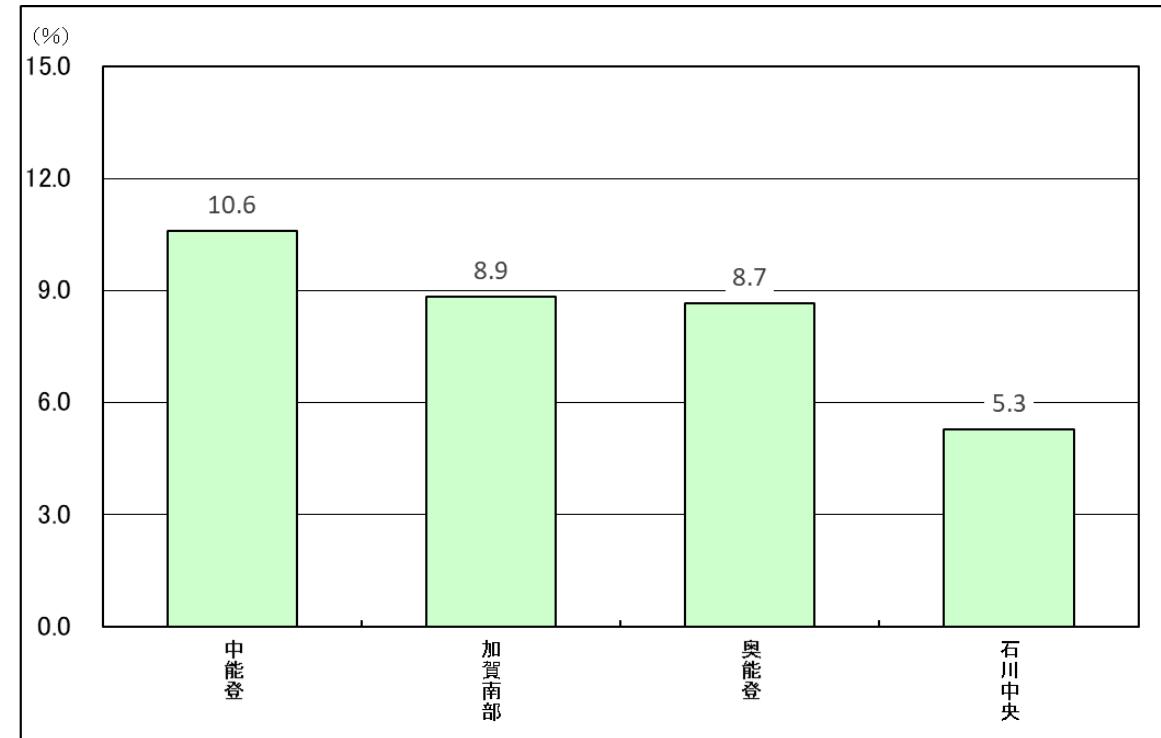
出典：総務省「国勢調査」

社会経済動向（地域コミュニティ・ライフスタイル）

■ 県内の「三世代世帯」の状況

- 2020年10月時点の本県の「三世代世帯」の割合について、地域別では以下のとおりである
 - ✓ 中能登：10.6%
 - ✓ 加賀南部：8.9%
 - ✓ 奥能登：8.7%
 - ✓ 石川中央：5.3%
- 「三世代世帯」の割合が最も高い・低い市町はそれぞれ以下のとおりである
 - ✓ 宝達志水町：13.5%
 - ✓ 野々市市：3.9%

県内の「三世代世帯」の割合（2020年10月時点）
（上図：地域別、下図：市町別）



出典：総務省「国勢調査」